

# 設備

## 令129条設備で多く出題のある条例

### 令129条の2の5「給排水の配管」

⇒別途解説

### 令129条の2の6「換気設備」

⇒給気口は天井高さの1/2以下

### 令129条の4「エレベータの構造」

⇒設置等ではエレベータ強度検証法で検証する

### 令129条の12「エスカレータの構造」

⇒別途解説

## 解説

令129条の設備について説明する。

ここで出題の多いものは、令129条の2の5の給排水の配管、令129条の2の6の換気設備、令129条の4のエレベータの構造、令129条の12のエスカレータの構造の4法文である。給排水の配管とエスカレータの構造は別途解説する。

令126条の2の6の換気設備では、給気口を天井高さの半分以下とすることや、排気口を給気口より高い位置に設置するなどが出ている。令129条の4のエレベータの構造では、エレベータの設置時及び使用時のかごなどの強度を検証するエレベータ強度検証法が出ている。